

令和8年3月5日(木)

開会（9:54）

○増子達也委員長

開会宣言。出席委員が10名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。

当委員会に審査を付託された議案は、「補正予算2件」、「条例の廃止1件」、「条例の一部を改正する条例1件」、「財産の無償譲渡2件」、「指定管理者の指定12件」の計18件である。

議案の審査に入る前に、須貝副市長よりあいさつを願いたい。

○須貝副市長

3月に入りまして弥生月の草木も芽吹く季節となりました。

ただ暖かい日があったり、寒い日が続いたりということで、寒暖差が非常に激しくなっております。皆様におかれましても、ご自愛いただければと思います。

少しだけ時間をいただきまして、物価高騰対応支援地方創生臨時交付金の主立った事業だけ、進捗状況をお伝えしたいと思っております。まずは生活者支援として、全市民に1人5,000円分の地域商品券を配布する事業でございますけれども、市民に対する地域商品券の発送につきましては、3月中旬、早ければ来週には発送できる見込みとなっております。使用期限は、本年7月まででございますが、その事業に参加される事業者、いわゆる地域商品券が使えるお店は、取りまとめたところ全体で約270事業者ということでございます。

また、在宅の住民税非課税世帯に対する暖房費助成でございますが、概ね今月中には交付できる予定となっております。また、住民税非課税世帯支援給付金1世帯3万円の交付につきましては、今月から。均等割のみの課税世帯に対する支援給付金1世帯2万円の交付につきましては、4月から振込を開始いたします。

その他事業につきましても、できるだけ早期に事業に着手できるよう準備を進めて参りますので、どうぞよろしく申し上げます。

本日も審議いただく案件は18件と、非常に多くございますが、どうぞよろしく申し上げます。

議第16号 令和7年度胎内市地域産業振興事業特別会計補正予算（第3号）

佐藤農林水産課長説明

歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ99万円を追加し、その総額を2億6,911万5,000円とするものでございます。

初めに、歳出よりご説明申し上げます。補正予算説明書 84、85 ページをお願いいたします。第 3 款公債費 1 項 1 目利子で、22 節償還金利子及び割引料は、一時借入金利子の利率が引き上げられたことに伴い、20 万 7,000 円を増額いたしました。86、87 ページをお願いいたします。第 4 款予備費に 78 万 3,000 円を増額いたしました。

次に、歳入でございます。78、79 ページをお願いいたします。第 4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金を 180 万円減額し、6 款諸収入 1 項 1 目雑入は消費税及び地方消費税還付金 99 万円を計上いたしました。7 款 1 項 1 目農業債は、胎内高原ミネラルハウスの製造設備工事費の確定に伴い、地域産業施設事業債 180 万円を増額いたしました。

次に、議案書 36 ページ、第 2 表繰越明許費につきましては、胎内高原ミネラルハウスの設備更新工事において、昨年の 8 月に契約を行っておりますが、部品調達に時間を要することから、翌年度に繰り越すものでございます。

37 ページ、第 3 表地方債の補正につきましては、製造設備の契約額の確定に伴い、追加を行うものでございます。

質疑

○天木義人委員

今の説明ですと、市債 180 万円は、ミネラルハウスですか。その修繕費ということですが、その前に繰入金 180 万円を減額してるんですけども、繰入金をその修理費に充てることはできないんですか。

○佐藤農林水産課長

使えますけども、極力一般会計の繰入れを減額していきたいということがございまして、補正をさせていただいたところでございます。

○天木義人委員

8 年度の当初予算で、機械の入替えで約 4,500 万円が計上されていますけども、この修理費との関連性はどのような格好でありますか。

○佐藤農林水産課長

新年度予算でも、設備改修工事ということで、4,500 万円ほど計上させていただいておりますけども、このたびの部分につきましては、熱交換機のお茶とか水の温度を調整する部分の改修工事でございます。新年度につきましては、それ以外の部分の設備改修工事ということで計上させていただいてるところでございます。

○天木義人委員

そこは第 1 工場だと思うんですけども、第 2 工場は稼働していないということなんですけども、第 2 工場はどうなっていますか。

○佐藤農林水産課長

第2工場の方も、設備は少し不具合っていう部分がございますけども、現在、手作業において、設備の不具合を解消せずに今のところ、高額な見積もり、というような状況でございますけども、今のところは手作業をしながら、製造してる状況でございます、今ほど高額な見積もりをいただいているところなんですけども、果たして、その金額が妥当なのかという部分もございますけども、それを見ながら、調整をさせていただいてるところでございます。

○天木義人委員

高額な見積もりが来ているってことなんですけども、手作業ではやっぱり採算は取れないと思うんですよね。それで、何か最初から不具合であるっていうことは聞いてますけども、やはり計画的に直していかなくちゃいけないんじゃないかなと思います。

その辺、これから採算が取れるような格好にしていくのかどうなのか、もうやめてしまうのか。その辺ははっきりしないと。それと、工場の機械は特殊なものだと思いますが、見積もりは何社から取っていて、また水工場は、全国に様々あると思うんですよね。

第2工場の方は、導入当初から不具合があったと聞くんですけども、その保証はどうなっていますか。市の責任はないのかな。

○佐藤農林水産課長

まず、第2工場の設備の今後の改修の件でございますけども、今時点で申し上げますと、設備改修するための費用がどのくらいかかるかっていうことで今見積もりを取っておりますし、それが妥当な見積もりなのかっていう部分を今検証してるところでございますし、またそれとあわせて、設備を改修しても、販売計画というものがしっかりとできているのかというその部分を2本立てでどういう方向性っていうのは今、検討しながら進めさせていただいてるところでございます。第2工場のプラントは、中国製の外国から導入したなかなか特殊な設備ということで、国内で2社、今見積もり取っておるような状況でございますけども、その設備の保証は、今のところないというところでございます。そんな状況で方向性をしっかりと今後、取り組んでいきたいというような状況でございます。

○天木義人委員

保存水の販売実績はどのようになっていますか。

○佐藤農林水産課長

第2工場は保存水のみ状況でございますけども、昨年度と比較しますと、少し減少してる状況になっております。

○天木義人委員

営業活動はどうなってるのか、販売網も含めた検討になりますけども、やはりその辺はし

っかり計画を立てていかないと、今始まったことじゃないので。機械の不具合も昨日、今日に始まったわけじゃないですから。それをいつまでも放っておいて、稼働できないってことは、いかななものかなと思うんで今後検討して早急な対応をお願いいたします。

○佐藤農林水産課長

今ほど、天木委員のご指摘の部分もございまして、営業、販売の部分が手薄になっているところとございまして、営業、販売の人員体制の部分、そして、設備の更新の部分と、さらにはその販路の部分の3本立てをしっかりと組み立てて、方向付けをしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○天木義人委員

第2工場の機械の改修も、市の方で責任を持って早急に始めるということでもいいのでしょうか。

○佐藤農林水産課長

第2工場につきましては、会社独自で施設を整備しておりますけども、その辺りは、今後会社と協議をしながら、どのような形で、改修費用をどうするかというのを検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○天木義人委員

第2工場は、第3セクターで市が51%の株主です。ということは、責任は市が取らなきゃいけないんじゃないかなと思っています。その辺を精査して、会社だからって全部任せてないで、しっかりとした方向性をつけていかないといけないんじゃないかと思っておりますよ。最後は市が株主だし、はっきりさせて、逃げないで、市が主導してやった物件でありますんで、会社にその責任負わせることはいかなかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○佐藤農林水産課長

その部分につきましては、十分認識をしておりますので、これまでも、設備の改修や人員体制、販売先っていうのは、市としても関わっておりますので、引き続きその方向性で取り組んでいきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○渡辺宏行委員

本当は、市長がいたときにじっくりやりたいなあと思ったよね。やっぱり課長の権限で、こうします、ああしますというのは、現状からは無理だと思う。実際第2工場おいても、あそこを作ってから、あのラインは、未だにほとんど稼働しない。手作業でやってるなんてこと言ってるけど、何のためにあそこを作ったのか。設立した当初の目的があるんだから、例えばおっしゃったように何とか、これから考えると、おそらく課長の考えの中ではこうしますとはならないと思うので、当初予算でやった方がいいんじゃないですかね、天木議

員。予算絡みで。その辺も含めて課長よろしく頼みますね。

○須貝副市長

今まで課長が述べてきた通りでございますけれども、まずその第2工場を作ったときのもくろみといいますか、予定していたところが、あまりうまく回っていなかったということがあります。製造容量であったりとか、そういった単価の折り合いというところもつかず、当初の販売計画が、あまり精度の高くないものでスタートしていたというふうなところがあるようです。それで取締役会でも議論をしながら、様々今どういった方向性で進めるべきなのかといったところ、危機感を持って慎重に議論をしているところでございます。今後の販売計画というところも精査しつつ、多額の投資がどうあるべきなのか、会社としてどうあるべきなのかというところも、市長交えて取締役会の方でも、議論しているところでございます。今の段階ではそのようなところで申し上げておきますけれども、また当初予算の議論の中でも、またいろいろお話しさせていただければと思います。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第17号 令和7年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計補正予算（第2号）

佐藤農林水産課長説明

歳入歳出予算の総額にそれぞれ75万円を追加し、その総額を4,671万円とするものでございます。初めに、歳出からご説明申し上げます。補正予算書94、95ページをお願いいたします。1款農林水産業費、1項1目鹿ノ俣発電所費で24節積立金は、施設の大規模改修等の財政需要に備え、325万円を増額し、2款予備費では、冬季間、施設の使用の見込みがないことから減額いたしました。次に、歳入でございます。92、93ページをお願いいたします。1款財産収入1項1目利子及び配当金で、基金利子の利率が引き上げられたことから、75万円を増額するものです。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 21 号 胎内市風倉発電所運営事業基金条例を廃止する条例

羽田野地域整備課長説明

先月の全員協議会でご説明申し上げましたが、風倉発電所の県との共同運営から市が、撤退離脱することにつきまして、今後も県との共同運営で継続していくことは、市にとりまして、採算が合わない状況となり、市の財政負担も大きくなることを見込まれることから、県の下承いただき、共同運営からの離脱に係る協定について進めて参りました。

先月 24 日付で締結いたしましたところでございます。このことから、市の風倉発電所運営事業につきましては、今年度をもって終了するため、条例を廃止したいものでございます。

質疑

○増子達也委員長

今回の廃止するというところでメリットはよくわかりました。要するに、採算が合わないということでやめられるってということで、そのメリットだけなのか、撤退することによるデメリットがないのかということと、そもそもこの事業の始まり、その目的は何だったのか、その辺をご説明ください。

○羽田野地域整備課長

まず、初めにこの事業の目的でございますが、この風倉発電所は昭和 60 年から胎内川ダムの放流水を利用し、ダム施設の運転や維持管理、あと旧黒川村の施設に電力を供給するため、また、余剰電力は電力会社に売電して管理費の削減を図ることを目的に、事業が始まったものでございます。

次に、デメリットでございますが、当時は、旧黒川村の施設に電力供給を行っておりましたが、現在は、電力供給は行っておりません。それぞれの施設で電気料については、支払いをしておりますので、特にそのデメリットは発生していないと考えております。

○渡辺宏行委員

県と共同経営ということで、これまでやってきたんだけど、胎内市は、採算的に将来的に、もうだめだと、撤退するとなったときに、県もこの事業は継続しないと、閉鎖するという考

えなのだろうか。その辺の見通しはどのようなふうな

○羽田野地域整備課長

この度は、胎内市が撤退するというところだけでございまして、県は、このまま継続して事業を進めていくということでございます。

○渡辺宏行委員

では、県は独自に、事業を継続していく考えがあるってということですね。

○羽田野地域整備課長

県といたしましては、再生エネルギーの推進という考え方、立場、捉え方で検討しておりまして、今後も継続していくとは聞いております。

○平井 孝委員

今のお話ですと、胎内市は再生可能エネルギーを推進していかないという方向になるんですか。

○羽田野地域整備課長

コスト面や採算性のところから、負担が今後大きくなるというふうな見込みであることから、離脱をさせていただきたいということで、お話を進めてきたものでございます。

○平井 孝委員

コスト面ということでご説明いただきましたが、再生可能エネルギーは、既存のエネルギー供給では難しいから、コストはかかるけども、やっていこうという趣旨だと思ってるんですけど、コストかかるからやめるということは、再生可能エネルギーにそこまで力を入れられないなっていうようなふうに思う人がいてもおかしくはないかなと思いますけど。再生可能エネルギーには、どんどん風力を始め、やってはいくけれども、これに関してはやめるということですか。

○羽田野地域整備課長

再生エネルギーの推進という考え方といたしましては、市としてもそのように進めていくというものだとは思っておりますし、水力発電事業といたしましては、胎内市が離脱しても、県で継続していくことになりまして、水力発電の電力というものは、継続していくというところでもありますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第28号 胎内市生活改善センター条例の一部を改正する条例

佐藤農林水産課長説明

指定管理制度により持倉集落に管理をお願いしておりました、持倉生活改善センターについて、当該施設の処分制限期間の38年が経過していることや、指定管理者としての指定期間が今年度をもって満了となることから、持倉集落に無償で譲渡いたしたく、本条例の別表第1及び別表第2の持倉生活改善センターの項を削除するものでございます。なお、持倉集落に対しましては、趣旨をご説明し、ご了承いただいております。施行日につきましては、令和8年4月1日からでございます。

質疑

○平井 孝委員

こちらの施設は、今後除雪とか、そういった管理は、もう持倉集落の方が全部管理をしていくということになるのでしょうか。

○佐藤農林水産課長

はい。集落で管理をしていただくということになります。

○平井 孝委員

今まで市でやっていたものを、この集落でやっていただくというふうな流れですか。

○佐藤農林水産課長

この施設につきましては、集落の方で維持管理をしていただくということでございまして、その除雪等があると地域の方々が、除雪をして管理いただいているというところでございます。

○丸山孝博副委員長

処分制限期間というふうに言われてますけど、どれぐらい経過したのですか。

○佐藤農林水産課長

処分制限期間38年になっておりまして、その期間が過ぎたので、このたび提案をさせていただく内容でございます。

○丸山孝博副委員長

旧黒川地域は、こういう指定管理しているところが、多いんですけども、今後、またどんどんこういうものが出てくると思われませんが、この後も次々とこうした形で処分期間が過ぎていくという、そういうところが出てくるというふうに理解してよろしいですか。

○佐藤農林水産課長

現時点では、今後 12 集落がそういった財産処分制限が過ぎまして、今後、無償譲渡ということになって参ります。ただ、この後の議案の中にもあるんですけども、1 集落においては、無償譲渡を受けないと、希望しないという集落もございまして、そこの部分につきましては、指定管理制度を活用しながら、集落で管理していただくということでございます。

繰り返しなりますけども、財産処分制限期間が過ぎていくと、集落の方に、無償譲渡という形で、管理をしていただくということに、今後、計画をさせていただいてると、ところでございます。

○渡辺宏行委員

今話を聞くと、それこそ集落においては、そのままずっと指定管理でいきたいと。今回は、譲渡してもらいたいという集落の希望があったというふうに解釈していいとは思いますが、代表質問でもやろうと思ってる内容なので深入りしちゃいけないとは思いますが、集落の都合によって、例えばずっと未来永劫指定管理でいくんだと、その構造的な問題とあって、もう耐用年数も過ぎてると、もう壊さなければどうしようもないというものの中にはあると思いますが、集落によっては公設民営じゃないけどもう、市で作ってもらって、改修してもらって、ずっと指定管理で行くんだよって言えば、そのままずっといけるってことですか。

○佐藤農林水産課長

現時点では、そういった形で維持管理をしていただくということが想定されます。1 集落が無償譲渡を受けませんと、私も説明をしましたがけれども、世帯数が少ないとか、施設の維持管理が非常に難しいという部分で、このまま指定管理をお願いをしたいということが、先ほど申し上げた集落があって、そこは指定管理をそのままやっていくということになりますし、建物も当然、持倉集落につきましては鉄骨でございまして 38 年。或いは、今後耐用年数が 50 年というものもありますけども、その辺りは、集落の皆さんと区長さんとの話し合いの中で、施設の維持費とかですね、当然、集落に無償譲渡されますと、集落での負担ということがありますし、そこの部分については、市の独自の補助制度もございまして、そこを活用していただくなどして、維持管理をお願いしたいと考えているところでございます。

○天木義人委員

今の維持管理ですけども、指定管理を受けると修繕とか、維持管理費は全て集落側が負担

しているという話なんですよ。だから、無償譲渡と指定管理とどう違うのか。

○佐藤農林水産課長

黒川地区の集会センターはほとんどが指定管理でございますし、過去に無償譲渡で集落にお渡ししてるところもございますけども、この集落の指定管理において、その修繕費につきましては、原則軽微な部分については、集落の負担でお願いをし、修繕のお願いをしているところがございますし、また、その金額ですけども、原則 10 万円以上とかっていう明確な部分はないんですけども、高額なものについては、市と協議をしながら、或いは集落で半分を負担してもらったりという形で、維持費、施設のそういった修繕をしてるということで、状況によっては、市が負担をしたり、修繕をしたりというような形で対応させていただいてるところでございます。

○天木義人委員

ある集落では、屋根の張り替え時に、市から出さないからってということで、合併特例債を使って、集落の負担でやったって話なんですよ。やはりこうまちまちじゃ困るんじゃないかなと思いますよね。

○佐藤農林水産課長

原則のお話をさせていただきますと、あくまでもその修繕に係るものについては、市と協議をしながら、取り組んでおりまして、今のその屋根のその部分、集落で、直したというのは私もどこの集落かは把握していませんけども、繰り返しになりますけども、市と集落で協議するといった対応で、天木委員おっしゃるその部分を十分、しっかりと考えながら、修繕については対応して参りたいと考えております。

○増子達也委員長

黒川が全部指定管理ってことだったんですけど、旧黒川村ということでしょうか。

○佐藤農林水産課長

はい。旧黒田村、全集落ということになります。

○増子達也委員長

ちなみに坂井集落は、指定管理を受けておりませんのでちょっと違うなということで、答弁を訂正していただきたいなというふうに思いますけれど、それと、持倉集落に無償譲渡ということなんですけれど、集落としてはやっぱり指定管理の方がいいんじゃないかなというような気もします。合意形成的にどのような形で、そういった希望もなかったのか。市からこうなるからといった一方的な形でお話しされたところもあるんじゃないかなと思いますけれども、持倉集落から、できれば指定管理のままだいいという話はなかったんでしょうか。

○佐藤農林水産課長

このたびの持倉集落の無償譲渡の件につきましては、昨年の9月ごろに、持倉区長さんの方に、財産処分が過ぎて、集落の方で、お渡しっていうか、そういった説明とあわせてその維持管理についても、今後集落の負担になるんだけどもってという部分で、説明させていただいたところ、集落の方から、無償譲与したいというお話がございました。そういった要望がありましたので、このたびの経過に至ったというところでございます。

また、この指定管理につきましては、当初国県の補助事業で整備された施設です。どうしても処分制限期間内ですと動けないといいましょうか、用途以外の事業実施主体が、旧黒川村でございましたので、そういった関連もございましてその集落に、処分制限期間が過ぎないと、無償譲渡できないという1つの紐付のような条件がございまして、今、旧黒川村で補助事業を活用した集落センターにつきましては、その処分制限期間が過ぎた後に、集落に無償譲渡するっていうお話を昨年に11集落の皆様、区長様にもお話をし、こういった計画で取り組んでいるところでございます。

○渡辺宏行委員

例えば指定管理の施設を無償譲渡した場合、固定資産税はかかるんですけど。減免対象でいろいろあるとは思いますが。

○佐藤農林水産課長

1回申請を出していただくと、課税が免除されます。公共的な目的として、集会センターに位置付けられておりますので、免除されるという形になります。

(略)

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第34号 財産の無償譲渡について

佐藤農林水産課長説明

当施設につきましては、平成28年4月に無償譲渡いたしておりますが、その当時、川合集落は地縁団体ではなく、土地の所有権移転登記ができなかったことから、見送っております。

したが、この度、各集落に施設の指定管理の継続等のみの見直しとあわせ、川合自治会に土地の譲渡について説明をいたしましたところ、譲渡希望の申し出があり、協議が整ったことから、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づきお諮りするものでございます。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第35号 財産の無償譲渡について

佐藤農林水産課長説明

市では、これまで補助事業により取得した財産の処分制限期間となる耐用年数が経過した施設につきましては、地域の方々に有効に活用していただくため、譲渡を行って参りました。

先ほどの議第28号でご説明いたしましたとおり、持倉集落に譲渡の希望がお持ちなのか意向について聞き取りをいたしましたところ、譲渡を受けたいとの申し出がございまして、協議が整ったことから、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づきお諮りするものでございます。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

○増子達也委員長

議第 37 号から議第 47 号までの「公の施設に係る指定管理者の指定について」については、一括して審査したいと思うが異議ないか。

(「異議なし」の声あり)

○増子達也委員長

異議ないので議第 37 号から議第 47 号までについて、一緒に審査する。

議第 37 号から議第 47 号まで 公の施設に係る指定管理者の指定について

佐藤農林水産課長説明

議第 37 号の下館集落開発センターから、議第 47 号の前山台集会施設までの 11 施設につきましては、現在、指定管理者に指定した地元集落で管理を行っておりますが、今月末で指定期間が満了となります。各集落の指定の期間につきましては、黒俣、蔵王、塩沢、下江端、坪穴、塩谷の 6 集落の施設は、令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間として、下館、東牧、近江新、宮久、前山台の 5 集落については、財産処分制限期間に合わせて、無償譲渡を予定しておりますので、5 年以内といたしております。また、黒俣集落につきましては、財産処分制限期間が過ぎておりますけれども、無償譲渡を希望しないとのことであり、引き続き指定管理をするものでございます。なお、関係集落の区長様にはご説明をさせていただきまして、意向を確認し、ご了承いただいているところでございます。

質疑

(議会第 37 号)

○丸山孝博副委員長

この議案に限ったことじゃなくて、この後も同じだと思うんですけども、先ほどのから議論されている、指定管理者に指定されているにもかかわらず、その集落で補修をしなくてはならない部分があるという、先ほど議論がありましたけれども、それは明確な基準というものがあるんですか。

○佐藤農林水産課長

指定管理の協定書の中では、例えば自然災害や老朽化に伴うもの、そういったものについても市と協議をして、直しましょうという形でございます。

そこは協定書の中で、市と集落等、そういった区分けはございますけれども、ただ、金額的な部分で幾らだと市の負担になるといった、そういった明確な部分はないんですけどもそこ

は、地元の集落の区長さんと話し合いをしながら、対応しているというような状況でございます。

○丸山孝博副委員長

その部分が曖昧だと、集落によっては、話が違うみたいなことができてきそうですが、過去になかったのか。

○佐藤農林水産課長

これまで、そういったお話はなくて、あくまでも地元の区長さんと、十分連絡を取りながら対応させていただいてるんですが、今のところ耳にしません。

繰り返してございますけども、軽微なものは、幾らっていうのは申し上げられないんですけども、軽微なものについては、集落で直してもらってますけど、市と指定管理のリスク分担表っていうのがあって、そこで先ほど申し上げた協議するのは、例えば老朽化に伴って、不可抗力で使用側に瑕疵がないってということとか、そういったものについては市とその協定書の中にリスク分担表があってその中で、協議をしながら対応をしているというような、内容でございます

議第 37 号 自由討議

無し

議第 37 号 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

(議会第 38 号)

質疑

○天木義人委員

そこは何集落ありますか。

○佐藤農林水産課長

8 世帯でございます。

○天木義人委員

今後さらに減る可能性もあると思うので、指定管理が過ぎた後で、そこを使わなくても、区長宅でもできるみたいな感じなんですけども、指定管理して、何か事故があったり、そういうことも考えられますんで、やはりその耐用年数過ぎたら、廃止する方がいいと思います、いかがでしょうかね。

○佐藤農林水産課長

耐用年数が過ぎ、それは1つの基準でございますので、その老朽化、傷み具合、そういったものを見ながらですね、今言ったお話も含めながら、検討させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

議第 38 号 自由討議

無し

議第 38 号 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

※議第 39 号から議第 47 号まで (個別に)

質疑 無し

自由討議 無し

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 48 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

増子商工観光課長説明

胎内リゾート関係 24 施設について、令和 8 年 3 月 31 日をもって指定の期間が満了することから、同年 4 月 1 日から 2 年間、引き続き胎内リゾート関係施設を指定管理者に指定し、その管理運営を行わせたくお諮りするもの。

質疑

○天木義人委員

今年度の営業状況と今後の営業計画、黒字化に向けた計画をお聞かせください。

○増子商工観光課長

今年度の収入の見込額につきましては、宿泊人数では、見込みで1万2,100人を予定しております。売上は最終的に、3億3,000万円から4,000万円程度を見込んでございます。それと、黒字化に向けてでございますけれども、稼働率が50%いけば黒字化になるということでございます。その宿泊人数は、大まかに1万8,500人程度あれば稼働率が50%に届くという見込みを持っております。

○天木義人委員

その3億幾らは、ホテルだけの売上ですか。では全体で幾らかと、経常収支はどれぐらいなのか。

○増子商工観光課長

リゾート全体の見込みは、まだちょっと申し上げるようなところではございませんが。

黒字化は、昨年度で申し上げますと、指定管理料をどうしても含めなければいけないというのがございます。その見込んでいるのが、次年度が4,800万円を見込んでおります。

それでいて、全体のバランスを考えるとということでございますので、黒字化に向けては、全体で6億円程度の売上が必要になってくると思います。

○天木義人委員

昨年度は、4,800万円を入れて、1,600万円くらいの赤字だと思うんですね。それが、年々指定管理料が減って行けばいいんだけど、減らないときもありました。それで、もう15期ぐらいやってるけど、なかなか経営改善できないし、経営方針もなかなか出てこない。これからどういうふうな取り組みをしていくのか出てこないし、ただ、今回3回目だと思うんですね、指定期間2年間というのは、通常は5年間だと思うんですけど、リゾートの場合は2年間2年間で繰り返して来ているわけです。それは、方針が転換するから2年間という話も聞いてるんですけども、何も変わってない。なぜ2年間なのか。その辺が明確でないので、ちょっと納得がいかないんですね。全然変わってないと。莫大なお金を、7億円もつぎ込んでいるので。その辺はどのようなことでいくのか。

○増子商工観光課長

経営改善のことですけれども、今、民間の力をお借りして、新たな観光プランの造成とか、レストラン、そういったところを従業員の研修の場とか、もしくは営業力の強化とか、そういったところを図れるかどうかというところで、今、取り組みを始めている、こういったところが新たなものになってくるだろうと思っております。その中で、まず2年間で、お願いをして、5年間はやはり長いというようなところもあると思っておりますので、短期間で結果を

求める、そういったところでまずは、2年間の指定管理期間というところで今まで同様になりますけれども、願いをして、1つの方向性を見いだしていきたいというふうに思っております。

○天木義人委員

昨年度は、ホテル営業を5日間休業したけれども、今年はやらなかったと。去年やって今年やらないのか。去年は影響がなかったっていうことでしたが。

あと今年度、これからケーキバイキングをやるみたいなんですけれども、誰も知らないんですよ。そういう営業活動が市民に何も知らせないで、SNSですか、それだけでやれば、十分伝わって言っているんですけども。

また、ある方に聞くと、品格が落ちるから胎内市民は来ないでくださいって話を聞くんですよ。高級路線をいくので、市民に来てもらうと困るんですよ。そんな経営方針でいいのかどうなのか、ここに社長いるので、どんなでしょうかね。

○須貝副市長

今ほどの品格というところは、私どもそれは承知していないところでございます。決してそういうことは絶対職員も申し上げるということはないと認識してございます。決してそういうことはございません。

あと、やはりセールスというところが、今まで足りなかったというのは否めないと思っております。これからの時代は、SNSとか、オンライントラベルエージェント、いわゆる大手旅行会社のインターネットを使った旅行会社というところも十分に活用して、さらに、今までも活用してるんですけどもさらに活用していくというところに力を入れるべく、その担当者とも今打ち合わせをしているというところでございますので、そういったインフォメーションのところも、議員言われる通り、そこに力を入れていきたいと考えてございます。

○天木義人委員

職員の皆さんで、ロイヤルホテルのケーキバイキングをやることを知っている方はいますか。誰も知らないっていうことは、市民は知らないんですよ。それで、どうしてこう営業に力を入れるとか、市民サービスとか、言えるのでしょうかね。やはり、もうちょっとその辺をしっかりやらないと、前のやった市民割引のサービスによって、広報がなければ行けないわけだから。ちょっとそんなことでは、指定管理、承諾できないですよ。もう1回お願いします。

○須貝副市長

インフォメーションのところも胎内の普通のホテル独自の冊子といいますか、月刊みたいなところで作成をして、それを配布してるというところなんですけれども、それを知らしめるというところは、もっとしていかなければいけないというふうに認識してございます。そういったところも含めて、より一層周知を徹底していきたいと思っております。また、品格とい

うところでは、先ほど申し上げましたけども、決してそのような発言をしてるという職員はいないというふうに私ども考えてございます。

○佐藤武志委員

私も長年全体を見てるんですけども、1つの指定管理者に委ねて、全てやってるわけで専門的な部署もあると思うんですよ。専門的な知識を持った人がやる。スキー場に関して言うと、村上のぶどうスキー場ですか。そこも東京の業者が入って新たに、やってるわけですけども、それも通年でいろんな事業をやろうとしてるわけですよ。この胎内スキー場は、ただ、冬期間だけやって、あと何も活用しないっていうのは、今まで見てもずっと同じやり方でやっている。ただ任せておけば、全てがやれるんじゃないなくて、ホテルはホテル、飲食は飲食と、専門的な知識の人をきちんと選んでやっていかなければ、いつになっても利益は上がってこないですよ。だから通年で1の部署を、分けてやってもらいたいと思うんですけど、どう考えていますか。

○須貝副市長

専門的な部署、人材というところで、ホテルの支配人というのは経験豊富で、また民間のホテルから招致したというところで、そういったところで職員一丸となって、様々取り組みを進めているところでもございます。また、今の状況でも足りない部分はやはりあると思うんですけども、そこは新たに民間の知見のある方からのご意見であるとか、また、意見交換なども様々進めながら、今後取り組んでいきたいというところでもございます。

○佐藤武志委員

まず、やってみなきゃだめなんでね、この2年間の後、また、同じような2年間、また委ねるかもしれませんけども、まず1つ分けて、事業をやって欲しいと思います。

○須貝副市長

今ほど議員が言われた、別々に分けてというところにつきましては、ご意見として伺っておきます。

○増子商工観光課長

先ほど天木議員から、ホテルの休業の話が出ましたが、今冬も1月から10日程度実施しまして、コストの削減に取り組んでいるということでございます。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

○増子達也委員長

以上でまちづくり常任委員会を閉会する。

閉会（11：21）